

第1節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制の構築を推進するほか、国際競争力の強化及び地域活力の向上等を図るため、大都市圏拠点空港及び一般空港の整備を推進し、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

また、安全で効率的な航空交通システムの構築のため、次世代航空交通システムの整備及びこれらを

活用した航空管制の高度化に資する空域・航空路の整備等を着実に推進する。

- 1 航空保安システムの整備と提供サービスの充実
- 2 空域の整備等
- 3 空港の整備
- 4 空港・航空保安施設の災害対策の強化

第2節 航空機の安全な運航の確保

「航空安全情報管理・提供システム」を活用し、関係者間で安全上のトラブル等についての情報共有を促進すること等により、予防的安全対策を推進する。

また、航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するとともに、「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。

さらに、外国航空機の安全性を確保するため、ランプ・インスペクションの充実・強化を図るとともに、外国当局との一層の連携に努める。

航空事故等の再発防止や被害の軽減に資するよう、引き続き的確な原因究明を行う。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報につ

いて、昨年度に引続いて質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するための整備を行う。

航空事故等の再発防止や被害の軽減に資するよう、引き続き的確な原因究明を行う。

- 1 予防的安全対策の推進
- 2 航空運送事業者等に対する安全対策の実施
- 3 外国航空機の安全の確保
- 4 航空従事者の技量の充実等
- 5 航空保安職員の教育の充実
- 6 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化
- 7 スカイレジャーに係る安全対策の推進
- 8 危険物輸送に係る安全対策の推進
- 9 航空事故等原因究明等の充実
- 10 航空交通に関する気象情報等の充実

第3節 航空機の安全性の確保

航空機の安全性を確保するため、技術基準の整備及び検査体制の充実等を推進し、国産旅客機開発プロジェクトに対しては、製造国政府としての安全性の審査を適切かつ迅速に実施する。

また、米国を始めとする諸外国の航空機の安全管理に係る当局との関係を強化し、安全対策を推進する。

- 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等
- 3 航空機の検査体制の充実
- 4 航空機の整備に係る審査体制の充実
- 5 航空機の経年化対策の強化

第4節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難、事故等の事態に迅速かつ適切に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の整備を図る。

- 1 捜索・救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制の整備

第5節 被害者支援の推進

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、警察、医療機関、地方公共団

体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。

第6節 研究開発及び調査研究の充実

航空交通の安全に関する研究開発及び航空事故の原因究明のための調査研究を推進し、その結果を速やかに安全対策に反映させることにより、航空交通の安全の確保を図る。

- 1 航空交通の安全に関する研究開発の推進
- 2 航空事故等の原因究明のための総合的な調査研究の推進